

兵庫県公報

平成30年3月27日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第3号）
兵庫県警察の組織改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月27日

兵庫県人事委員会
委員長 太田和成

兵庫県人事委員会規則第3号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
別表第17の2中

「

警察本部総務部留置管理課 護送第1係明石連絡所	明石市田町2丁目	1級地
----------------------------	----------	-----

を

「

警察本部総務部留置管理課 神戸地方検察庁明石支部警察官詰所	明石市天文町2丁目	1級地
警察本部総務部留置管理課 明石連絡所	明石市田町2丁目	1級地

に、

「

警察本部刑事部機動捜査隊 東播方面隊	明石市大久保町ゆりのき通2丁目	1級地
警察本部生活安全部少年育成課 明石少年サポートセンター	明石市藤江	1級地

を

「

警察本部 刑事部 機動捜査隊 東 播 方 面 隊	明石市大久保町ゆりのき通2丁目	1 級 地
警察本部 生活安全部 少年課 明石少年サポートセンター	明石市藤江	1 級 地

に改める。

第2条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第17の2中

「

警察本部 刑事部 機動捜査隊 東 播 方 面 隊	明石市大久保町ゆりのき通2丁目	1 級 地
警察本部 生活安全部 少年課 明石少年サポートセンター	明石市藤江	1 級 地

を

「

警察本部 刑事部 機動捜査隊 東 播 方 面 隊	明石市大久保町ゆりのき通2丁目	1 級 地
警察本部 生活安全部 少年課 明石少年サポートセンター	明石市相生町2丁目	1 級 地

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月2日から施行する。